第3章 計画の基本理念と目標

第2章で見てきた障がい者の現状、アンケート調査等からわかる障がい者の生活の実態や福祉サービスの現況を踏まえ、本章では本計画の基本理念、目標及び体系などの基本的な考え方を示します。

第3章 計画の基本理念と目標

第1節 計画の基本理念

障がいのある方も、ない方も 地域、暮らし、いきがいを ともに創り ともに支え合い 高めあうことができる「地域共生社会」の実現

障害者基本法では、「全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの」との理念のもと、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目指しています。

本市では、平成29年に策定した相馬市総合計画「相馬市マスタープラン2017」において、活力ある地域社会を目指し、市民それぞれが人生のステージで地域に参画し「子どもたちに希望を」「青壮年に生きがいを」「高齢者に安全を」の理念のもと、相馬市民であることをすべての住民が誇りに思い、誰もが住み続けたいと思う相馬市を目指しています。この相馬市総合計画「相馬市マスタープラン2017」では、「たくましく。地域、暮らしをともに創り、誇りをもてる相馬市へ~子どもたちに希望を青壮年にいきがいを高齢者に安心を~」を目指すべきまちの将来像とし、各施策を展開しています。

障がいがあっても住み続けたいと思う相馬市を目指し、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう、必要な支援を受けつつ、地域社会へ参加する機会の確保が求められます。併せて、どこで誰と生活するかの選択の機会が確保され、地域において人々と共生することや、障がいのある方にとって地域生活を営む上で制約となっている事柄、制度、慣行、観念等の社会的障壁を総合的かつ計画的に除去する必要があります。

そして、これまで、『障がいのある方も、ない方も 地域、暮らし、いきがいをともに創り 高めあうこと ができる「地域共生社会」の実現』を基本理念に掲げ、さまざまな障がい者施策の充実に取り組んできました。

本計画では、地域共生社会の実現という現行計画の主旨を踏襲しつつ、令和5年3月に国が策定した「第5次障害者基本計画」の基本理念や実現を目指す社会像を踏まえ、

障がいのある方も、ない方も

地域、暮らし、いきがいを ともに創り ともに支え合い 高めあうことができる「地域共生社会」の実現

を基本理念に設定します。

第2節 基本目標

Ⅰ 障がい者理解の推進

障がいのある方が障がいのない方と同じように、基本的人権を享受する個人として尊重され、地域での暮らしが保障されるよう「ノーマライゼーション」⁴の理念の更なる普及を目指し、障がいや障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者に対する偏見や差別のない地域づくりに努めます。

2 自立と社会参加のための当事者本位の支援

障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、ニーズに適切に対応しながら、乳幼児期・ 学童期・青年期・壮年期・老年期などのライフステージに応じた総合的な支援を行います。 また、障がいのある方が自らの意思により、自分らしい充実した生活を送れるよう、適切なサービス を利用するための相談支援、情報提供などの体制づくりを推進します。

3 希望する地域生活の保障

障がいのある方すべてが、どこで誰と生活するか、その選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないという基本原則のもとに、身近な地域において必要な支援を受けられるよう、在宅医療保健福祉サービスの充実をはじめ、保健・医療施策の推進、雇用の場の拡大に努めます。

4 障がい者の暮らしやすい社会づくり

すべての人が、自らの意思で、安心・安全・快適に、学び・暮らし・働き・活動する社会の実現など、ユニバーサルデザイン⁵の理念を踏まえ、ソフト・ハード両面にわたり、障がいのある方が暮らしやすい環境づくりに努めます。

-

⁴ 障がいのある方を特別視するのではなく、障がいがあっても障がいのない方と同じように生活できる社会こそが、通常の 社会であるという考え方。

⁵ あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

第3節 障がい者計画の体系

【基本理念】

障がいのある方も、ない方も 地域、暮らし、いきがいを ともに創り ともに支え合い 高めあうことができる「地域共生社会」の実現

【基本目標】

障がい者理解の推進

自立と社会参加のための

当事者本位の支援

【施策の展開】

差別解消·権利擁護

- I 障がいを理由とする差別解消の推進
- 2 権利擁護体制の充実
- 3 障がい者の虐待防止の推進

生活支援

- I 相談支援体制の充実
- 2 障がい福祉サービス等の充実
- 3 経済的負担の軽減
- 4 地域移行・地域定着の推進

デジタル活用共生社会へ向けた支援

- I 情報アクセシビリティ(利便性)の推進
- 2 障がい特性に応じたコミュニケーション支援の 充実と推進

保健·医療

- Ⅰ 障がいの原因となる疾病の予防
- 2 障がいの早期発見・早期療育の促進

教育・子育て

- Ⅰ 療育支援体制の充実
- 2 教育体制の充実
- 3 発達障がい児への支援体制の構築

希望する地域生活の保障

雇用·就業

- I 障がい者雇用の推進
- 2 福祉的就労の充実
- 3 一般就労への移行及び職場定着への支援

生活環境

- 1 人にやさしいまちづくりの推進
- 2 住宅環境の整備

安全·安心

| 災害発生時の支援体制の構築

社会参加

- Ⅰ 活動機会の充実
- 2 地域福祉活動の推進

障がい者の暮らしやすい 社会づくり